

## 宿泊約款

### <本約款の適用>

#### 第1条

当ホテルの編結する宿泊約款およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令または慣習によるものとし、ます。

### <宿泊引受けの拒絶>

#### 第2条

当ホテルは次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。

1. 宿泊がこの約款によらないものであるとき。
2. 満室(員)により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとするものが法令の規定または公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると明らかに認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次の場合に該当すると認められたとき。
  - (1)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
  - (2)暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
  - (3)法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
5. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
6. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
7. 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められるとき。
8. 宿泊に関して特別の負担を求められたとき。
9. 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
10. 泥酔または言動が著しく異常であって、他の宿泊者に迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。
11. 身体衣服が著しく不潔で、他の宿泊者に不潔感を抱かせると認められるとき。

### <氏名等の明告>

#### 第3条

当ホテルは宿泊予約の申し込みをお引受けした場合には、期限を定めて宿泊予約の申込書に対して次の事項の明告を求めることがあります。

1. 宿泊者の氏名、住所、連絡先、性別、国籍および職業。
2. その他ホテルが必要と認めた事項。

### <予約金>

#### 第4条

1. 当ホテルは宿泊予約の申し込みをお引受けした場合には、期限を定めて宿泊期限(宿泊期限が3日を超える場合は3日間)の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
2. 前項の予約金は次条の定める場合に該当するときは同条の違約金に充当し、残高があ

れば返還します。

#### <予約の解除>

##### 第5条

1. 当ホテルは宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部または一部を解除したときは別表違約金申し受け規定により違約金を申し受けます。
2. 当ホテルは宿泊者が連絡をしないで、宿泊日当日の午後10時(予定到着時刻の明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
3. 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者がその連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延その他宿泊者の責に帰さない理由によるものであることを証明したときは第1項の違約金はいただきません。
4. 当ホテルは他に定める場合を除くほか次の場合には宿泊予約を解除することができます。
  - (1)第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
  - (2)第3条第1項の事項の明示を求めた場合において期限までにそれらの事項が明示されないとき。
  - (3)第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。
5. 当ホテルでは前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに收受した予約金があれば返還します。

#### <宿泊の登録>

##### 第6条

1. お客様は宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。
  - (1)宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
  - (2)外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国年月日
  - (3)出発日及び出発予定時刻
  - (4)その他ホテルが必要と認める事項
2. お客様が第10条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法で行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

#### <客室の使用時間>

##### 第7条

1. お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は当日午後3時より翌日午前10時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。  
この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - (1)午後2時までは、室料金の30%相当額
  - (2)午後5時までは、室料金の50%相当額

(3)午後5時以降は、室料金の全額

3.チェックアウト日の10時以降の客室の使用については、清掃の都合や、当日のお客様のご宿泊予約などによりお断りすることがあります。

#### <営業時間>

##### 第8条

当ホテルの施設の営業時間は、各施設ごとに定められています。また営業時間は変更することがありますのであらかじめご了承ください。

#### <料金の支払い>

##### 第9条

1. 料金のお支払いは通貨または当ホテルが認めたクーポン券もしくはクレジットカード、電子決済により、宿泊者が到着の際に、または当ホテルが請求したとき当ホテルのフロントにおいて行なっていただきます。
2. 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

#### <宿泊継続の拒絶>

##### 第10条

当ホテルはお引受けした宿泊期間中といえども次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。

- (1)第2条第3項から第8項までに該当することとなったとき。
- (2)前条の利用規則に従わないとき。

#### <宿泊の責任>

##### 第11条

1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なった時または客室に入った時のうちいずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室をあけた時に終わります。
2. 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときは、天災その他の理由により困難な場合を除きその宿泊者に同一または類似の条件による他の宿泊施設をあっせんします。この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

#### <駐車場の責任>

##### 第12条

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって車両の管理責任まで負うものではありません。

#### <お客様の責任>

##### 第13条

1. お客様によるこの約款に違反する行為及びその他のお客様の責に帰すべき事由により、当ホテルが客室の清掃・修繕費の支出、販売機会の喪失その他の被害を被ったとき

は、お客様に、当ホテルが被った損害を賠償していただきます。

2. 客室ルームキーを紛失した場合は、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。

#### <キャンセル料の発生>

##### 第14条

電話予約及びインターネット予約の違約金は下記のとおり申し受けます。

※旅行代理店及びエージェントも含む

基本キャンセルポリシー									
予約人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	10日前	14日前
1名～5名	100%	100%	50%	30%	10%				
団体キャンセルポリシー									
予約人数	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	10日前	14日前
6名～10名	100%	100%	60%	30%	20%	10%			
11名～20名	100%	100%	70%	40%	30%	20%	10%		
21名～30名	100%	100%	80%	40%	40%	30%	20%	10%	
31名以上	100%	100%	80%	50%	50%	40%	30%	20%	10%

#### <お客様の手荷物又は携帯品の保管>

##### 第15条

- お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルに連絡があり、これを了解したときに限り、保管するものといたします。
- 飲食物及び雑誌並びにその他の廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日までにご連絡がない場合には、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
- 当ホテルに置き忘れられた手荷物又は携帯品について、内容物の性質に従い適切な処理を行うため、その中身を任意に点検し、必要に応じ、遺失者へ返還又は前項に従った処理を行うことができるものとし、宿泊者がこれに異議を述べることはできないものとします。